

みんなのゲンキ みんなで支える

国民健康保険

加入する人

社会保険・共済保険など職場の加入保険に加入している人や生活保護を受けている人以外は、すべて国保に加入しなければなりません。ただし、一年間の収入が百三十万円未満（六十歳以上の人や障害者年金の受給要件に該当する場合は百八十万円未満）であれば、ほかの保険制度の被扶養者になれる場合があります。

三親等以内の親族が会社などに勤めている人は、自分の収入を確かめてみましょう。

国保の運営

国保の事業を運営するのは市町村で、これを保険者とい

います。保険者は、国保に入している皆さんから納めていたぐ保険税などで医療費の支払いをし、国保事業の健全な運営を行います。

笠岡市では、平成十九年六月末現在で12,451世帯21,740人（総人口の38・5%）が加入しています。

国保を支える国保税

国保の資格を得ると、国保税を納める義務が生じます。この税は、国や県の補助金と

あわせて、皆さんのが病気やけがをしたときの医療費をはじめ、子どもが生まれたり、家族が亡くなつたときの給付に充てられます。

ほかの市町村から転入したときや、ほかの健康保険をやめて国保の資格を得た場合、

方税法施行令の一部が改正されしたことにより、税額の上限

が53万円から56万円に引き上げられます。所得割額・均等割額・平等割額は、医療費の推移や社会情勢等を考慮し、

割額・平等割額は、医療費の推移や社会情勢等を考慮しては、医療費の支払い時にいつかのぼつて納めていただ

くことになります。国保に入するには、ほかの健康保険の資格を失つた日（または退職の日）を証明する書類などが必要です。

また、介護納付金分については、医療費の推移や社会情勢等を考慮し、据え置きます。

また、介護納付金分についても、国保税は納期限内にきちんと納めてください。

医療費は大切に

医療費は、年々増加の傾向にあります。これは次のことが原因と考えられます。

- 高齢者が増加し医療機関への受診割合が上昇したこと
- 医学・医療技術の進歩により医療費が高額化したこと
- 生活習慣病など長期治療の必要な慢性疾患患者が増加したこと
- 重複受診や医師の指示に従わないこと

納稅は期限内に

皆さんに納めていただく国保税は、国保を運営するための重要な財源です。国保税を

負担を大きくするばかりでなく、国保の運営が困難になってしまいます。そのため、特別な理由もないのに滞納すると、保険証を返還していただけます。資格証明書では、医療費の支払い時にいつかのぼつて納めていただ

くことになります。資格証明書でたん全額を負担していただ

【税率等】

	医療給付費分	介護納付金分
所得割額	9.8%	2.0%
均等割額 (被保険者1人あたり)	26,000円	7,800円
平等割額 (1世帯あたり)	20,000円	4,500円
税額の上限	56万円	9万円